

# メキシコ – NAFTA再交渉のポイント② –

## <NAFTA再交渉の背景>

トランプ米大統領はNAFTA（北米自由貿易協定）脱退の可能性を大統領就任後改めて表明しており、8月にも米国、カナダ、メキシコの間でNAFTA再交渉が開始されるといわれています。

トランプ米大統領がNAFTA再交渉を狙う背景として、米国の製造業の空洞化が挙げられます。NAFTA締結（米国との貿易の自由化）による関税のメリット、米国への地理的な優位性、メキシコの生産年齢人口の厚さなどを背景とした安価な労働力提供などから、メキシコに生産拠点を作る動きが進みました。日本企業も自動車メーカーを始め、メキシコに進出しました。その結果、NAFTAの発効された1994年1月を起点にすると、米国の製造業の雇用者数は約440万人減少しています。

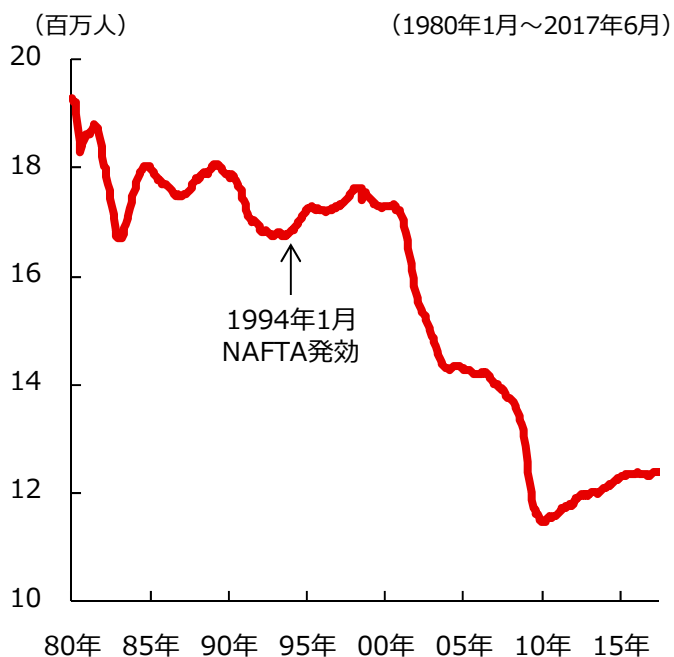
NAFTAの発展そのものが米国製造業の雇用者の減少の主因であるのか議論の分かれるところですが、雇用を増やすという主張は米国民からの支持を得られやすく、トランプ米大統領も雇用増加を掲げてNAFTA再交渉をする見込みです。

## <雇用の喪失と貿易赤字>

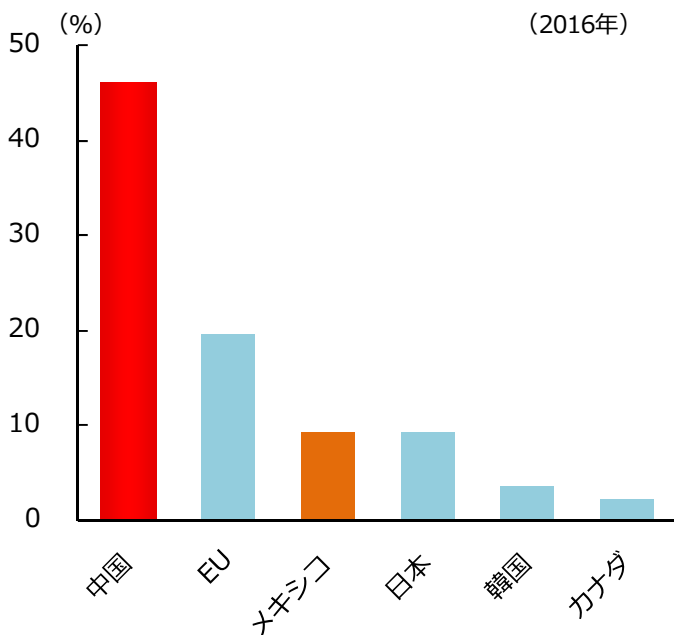
米国の製造業の雇用減少を貿易赤字という観点で見ると、中国による財（モノ）の貿易赤字が米国の貿易赤字全体の約半分を占めており、中国に米国製造業の雇用喪失の一端があるという見方もできます。

他方、米国製造業で最も想像しやすい自動車関連品目に絞って国別に貿易赤字をみると、メキシコが37%でトップです。ただし、米国の財（モノ）の貿易赤字全体に占める自動車関連品目の割合は27%にとどまっており、メキシコの自動車関連品目が米国の貿易赤字全体に占める割合はそれほど大きなものではないことがわかります。また、メキシコに工場を作り、生産を行う米国自動車メーカーもあり、これらの企業は安価な労働力から利益を獲得しているとも言えます。そのため、メキシコは米国企業や米国株式市場を支える要因となっており、メキシコに対する批判の一部はどちらかといえばイメージが先行したものと考えられます。

## <米製造業雇用者数>



## <米国の財（モノ）の貿易赤字の国別比率>



出所：BEA、Bloomberg

■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。  
 ■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.24200%（但し、最低2,700円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会